

平成 30 年富良野市教育委員会第 5 回定例会

開催年月日	平成 30 年 8 月 31 日（月） 午後 4 時 02 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階委員会室
出席委員	教育長 近内 栄 一 委員 宮本 鎮 栄 委員 津山 正 樹 委員 菅野 義 則
欠席委員	吉田 幸 男 委員
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀 淵 雅 彦 学校教育課長 佐 藤 清 理 こども未来課長 山 本 将 誉 学校教育課管理係長 石 坂 征 和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 平成 30 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告」への市町村別結果の掲載について 議案第 2 号 平成 31 年度使用する教科用図書の採択について 議案第 3 号 平成 29 年度富良野市教育行政評価報告について 議案第 4 号 富良野市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について 報告第 1 号 修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の制定（専決処分）について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 菅野 義 則 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 4 時 0 2 分

近内教育長

只今より平成 30 年富良野市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。
本日は吉田委員より欠席の通知がありましたので報告致します。
会議録署名委員には、菅野委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

平成 30 年 7 月 17 日から平成 30 年 8 月 30 日までの事務報告を致します。お手元

の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。
7月17日、第8回委員協議会、第4回定例会以降について報告します。
7月20日、第1回富良野市総合教育会議が開催されました。
7月24日、第3回教育行政評価委員会が開催されました。
8月9日、ALT辞令交付式を行いました。
8月16日、新しく来ました外国語
指導助手の着任式を行いました。
8月22日、第4回教育行政評価委員会の最終回でした。
8月30日、第2回社会教育委員会議に出席しております。
以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。
これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

近内教育長

日程第2に移ります。
議案第1号を議題とします。
議案第1号「平成30年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第1号 平成30年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明申し上げます。

本件は、国が定めた「平成 30 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」において、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした好評を行うことができるとされております。

北海道教育委員会では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、11 月を目処に公表を予定している平成 30 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に、市町村の結果を掲載し公表する準備を進めております。

本市は、平成 27 年度より公表を実施しており、昨年の公表後についても、支障があったという経過もないことから、実施要領に基づき、富良野市の結果を北海道版結果報告書に掲載することに同意しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 1 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 2 号を議題とします。

議案第 2 号「平成 31 年度使用する教科用図書の採択について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第 2 号 平成 31 年度使用する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定に基づき、本市において平成 31 年度使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について採択するものでございます。

現在使用の小学校教科用図書につきましては、上川管内の旭川市を除く 22 市町村で構成される第 6 地区教科用図書採択教育委員会協議会において政令に基

づき、平成 27 年度から 4 年間採択されておりました。

今年度は「特別の教科 道徳」を除き、採択替えを行う年度であります。平成 32 年度から新学習指導要領の実施を踏まえ、第 6 地区教科用図書採択教育委員会協議会においては、同一教科書を使用する採択がされたところでございます。

また、中学校の道徳につきましては、平成 31 年度から「特別の教科」として、中学校で全面実施されることから、新たに教科用図書を導入する必要があるため、本年 8 月 1 日、第 6 地区教科用図書採択教育委員会協議会において、別紙のとおり採択されたところでございます。

採択地区協議会を構成する市町村の教育委員会は、協議会が決定した教科用図書を、種目ごとに同一の教科用図書を毎年度 8 月 31 日までに採択する必要がありますので、平成 31 年度に使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について別紙のとおり採択するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 2 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 3 号を議題とします。

議案第 3 号「平成 29 年度富良野市教育行政評価報告について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第 3 号 平成 29 年度富良野市教育行政評価報告について、ご説明申し上げます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定及び教育行政評価委員会設置要綱に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価と学校第三者評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、市議会への提出並びに

市民への公表を行っております。

平成 29 年度分の評価につきましては、学識経験者 4 名を評価委員として委嘱をし、各委員の知見を活用した教育行政評価委員会を 5 月から 8 月にかけて 4 回開催し、この度、別紙報告書の通りまとめたところであります。

評価報告書の内容でございますが、5 ページから「教育委員会の活動点検・評価」を、また、13 ページから「事務事業点検・評価」として 52 事業を評価対象事業とし、それぞれの目標に照らし合わせた成果を基に内部評価を行い、必要性、有効性、効果性などを各分野別において点検し、各委員より 14 項目にわたる質問をいただきながら、担当課との意見交換を実施し、課題や今後の対応策をまとめました。

事務事業の評価は、評価基準に基づき達成度、効果度をそれぞれ A, B, C, D の 4 段階で評価し、3 ページに集計結果を掲載しておりますが、全て A ランクまたは B ランク評価となったところでございます。

学校第三者評価につきましては 69 ページから掲載をしておりますが、より良い「開かれた学校」づくりを目指すものであり、評価の方法は、国が示す「学校評価ガイドライン」を基本に 16 項目 25 観点の評価項目について各学校で自己評価を行い、これを受けて、教育行政評価委員が「学校自己評価」や「学校関係者評価」を基に、2 校の学校訪問を行うとともに校長会会長、副会長との意見交換を踏まえながら、評価は各項目に対する行政評価委員から出された項目に対する意見などをまとめおります。

なお、教育行政評価委員会からは「総体的に実践が進み、事業効果は毎年向上し、期待通りの効果が出ている」と高い評価をいただきました。

また、本報告書につきましては、9 月に開催されます平成 30 年第 3 回定例市議会にて議会へ報告をし、その後市民への公表を行ってまいります。

以上、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 3 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号「富良野市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第4号 富良野市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が平成30年3月31日付けで公布され、本年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

子ども・子育て支援法施行令第23条第1項及び第2項が削られ、第3項が同条となったことにより、引用している富良野市子ども・子育て支援法施行細則第42条中「令第23条第3項各号」を「令第23条各号」に改めるものであります。

別記第3号の2様式（第5条関係）、別記様式第4号様式（第6条第1条関係）及び別記第8号様式（第8条関係）につきましては、施行令の一部改正に伴う文言整理等を行うものでございます。

規則の施行につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日より適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、報告第1号を議題とします。

報告第1号「修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時の割

亀淵教育部長

振り等に関する要領（専決処分）について」を説明願います。

報告第1号 修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時の割振り等に関する要領（専決処分）について、ご説明申し上げます。

本件は、北海道が定める「修学旅行の引率業務等に従事する道市立学校職員の勤務時の割振り等に関する要領」に基づき、本要領に基づく対象業務に従事する職員の勤務時間について、当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間内を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割り振りを弾力的に行おうとするものであり、このことにより結果として担当職員の時間外勤務の縮減が可能となり、学校職員の健康及び福祉に資することを目的とするものです。

なお、本要領の対象業務のうち、「北海道150年の引率業務」が7月29日～31日まで実施されたことから、7月19日付の専決処分により同要領を制定いたしましたので、富良野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に基づき、報告いたします。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は、規則の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、本要領における定義を定めたものでございます。

第3条は、対象職員について、富良野市立学校に勤務する、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師とし、また、対象業務を修学両校の引率業務、文化祭（学校祭）等の業務、体育祭（運動会）等の業務及び文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務、登校時の通学指導業務、校区内巡視業務、現場実習の引率業務、家庭訪問の業務、教育相談の業務、保護者等を対象とした説明会等の業務、北海道150年の引率等の業務としたものでございます。

第4条は、勤務時間の割り振りに係る具体的な設定方法を定めたものでございます。

第5条は、勤務時間の割り振りに関する留意事項を定めたものでございます。

第6条は、出勤簿の表示を定めたものでございます。

なお、この訓令は、平成30年7月19日から施行するものでございます。

以上、報告いたします。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって平成30年富良野市教育委員会第5
回定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時18分